

改善方針

団体名	赤穂市	会計名	公共下水道事業特別会計
-----	-----	-----	-------------

項目	改善方針
⑦経営改善効果額	<p>①下水道がいまだ未接続となっている世帯に対し調査を行い、対象世帯の水洗化をすすめて水洗化人口を増やし、また合わせて下水道データの確認を行い、適正な対象者の把握に努めることによって、下水道使用料収入の増収を図る。</p> <p>②下水道使用料の未収については、職員間の情報の共有化を図り、日頃から積極的な滞納対策を講じることとする。さらに、12月、3月、4・5月を徴収強化月間と定め、文書による催告・電話催告・臨戸訪問等を行い、全職員あげて未収使用料の回収に努め、使用料収入の増加を図る。</p> <p>③下水道使用料の改定については、20年7月から使用料手数料等審議会へ、国の適正化通知に基づく使用料単価の150円/m³を目途に改定することを諮問し、11月には引き上げ改定することが適当であるとの答申を受けた。しかし、現下の社会経済情勢等を勘案して、21年度4月当初からの改定は見送ることとされ、改定時期については今後更に検討されることとなっている。</p> <p>④老朽施設の大規模な改修工事を抑制し、機能高度化及び長寿命化計画を推進しながら、施設・設備にかかる効率的な修繕や更新に取り組み、経費削減を図る。</p> <p>⑤平成21年度から2年間職員給与の3%カットを実施し、人件費の削減に努める。</p> <p>⑥退職者不補充（1名）により給与の抑制に努める。</p>